

事務連絡  
平成29年2月10日

各 都道府県  
市町村 介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」に係る情報提供について

平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は、昨年「ニッポン一億総活躍プラン」や「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～」（骨太方針）に掲げられた、一人ひとりの生きがいと共に創り高め合う「地域共生社会」の実現に向けた取組を加速化させるため、平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置し、具体的な取組について検討を進めてきました。今般、同本部において「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」（以下「本部決定」という。）（別添1、2）を取りまとめましたので、情報提供いたします。

厚生労働省は地域共生社会の実現を基本コンセプトとして改革を行っていきます。そのスタートとして、高齢者、障害者、子ども等全ての地域住民が抱える様々な分野にわたる生活課題を解決するための包括的支援体制の構築や、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするための共生型サービスの創設などのための関係法律の改正を盛り込んだ「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が先日7日（火）に閣議決定されました（※）。今後も平成30年度の介護・障害福祉の報酬改定や平成30年度に予定される生活困窮者自立支援制度の見直しなどの機会をとらえ、改革を進めてまいります。つきましては、本部決定の内容・趣旨を御理解いただき、住民主体の地域課題の解決力強化のための取組や、包括的支援体制の整備など、地域共生社会の実現に向けてご協力いただきますよう、お願いいたします。

（※）「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/193.html>

（照会連絡先）

厚生労働省政策統括官（総合政策担当）

社会保障担当参事官室政策第三係

神森・嶺岸

03（3595）2159 内線7695